

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月11日
【会社名】	日本インター株式会社
【英訳名】	Nihon Inter Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井政夫
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 森逸雄
【最寄りの連絡場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 森逸雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 250,005,000円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月11日に臨時報告書を提出したこと、並びに、平成22年6月10日開催の当社取締役会において、定款変更に係る議案を平成22年6月30日開催予定の当社定時株主総会に付議する旨の決議、及びA種優先株式を発行することについての決議を行ったことに伴い、平成22年5月24日に提出した有価証券届出書及び平成22年5月26日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第三部 追完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	1,666,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成22年5月24日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年6月30日開催予定の当社定時株主総会において特別決議による承認を得ること、及び平成22年6月22日開催予定の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関が合意し、事業再生ADR手続が成立することが条件となります。
2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式（以下「優先株式」と総称します。）についての定めを定款に定めております。優先株式の単元株式数はいずれも100株であります。また、優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しないこととされています。これは、優先株式を、剰余金の配当や残余財産の分配について優先権をもつ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

< 後略 >

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	1,666,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成22年5月24日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年6月30日開催予定の当社定時株主総会において特別決議による承認を得ること、及び平成22年6月22日開催予定の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関が合意し、事業再生ADR手続が成立することが条件となります。
2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式（以下「現行優先株式」と総称します。）についての定めを定款に定めております。現行優先株式の単元株式数はいずれも100株であります。また、現行優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しないこととされています。これは、現行優先株式を、剰余金の配当や残余財産の分配について優先権をもつ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。しかしながら、平成22年6月10日開催の当社取締役会において、現行優先株式についての定めを削除するための定款変更に係る議案を平成22年6月30日開催予定の当社定時株主総会に付議する旨決議するとともに、当該定款変更に係る議案の同定時株主総会における承認取得及び当該定款変更の効力発生を条件として、新たにA種優先株式（以下「本件A種優先株式」といいます。）についての定めを定款に設けるための定款変更に係る議案を同定時株主総会に付議する旨を決議いたしました。本件A種優先株式の単元株式数は100株とされる予定です。また、本件A種優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しないこととされる予定です。これは、本件A種優先株式を、剰余金の配当や残余財産の分配について優先権をもつ代わりに議決権がない内容とすることによるものであります。
当社は、平成22年4月26日に、事業再生ADR手続の正式申請を行い、その後、事業再生ADR手続を成立させるため、事業再生ADR手続の中で事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）を策定し、関係者との間で協議を進めてまいりました。そして、平成22年6月11日付で提出した臨時報告書にてお知らせせしめたとおり、平成22年6月10日開催の取締役会において、本事業再生計画案に記載の施策のうち、当社が、第三者割当により本件A種優先株式を発行することを決議いたしました。上記定款変更は、本件A種優先株式の発行に必要な定款変更を行うものであります。すなわち、本件A種優先株式を発行するためには、現行優先株式の発行可能種類株式数及びその内容に関する定款規定を見直す必要があることから、現在の当社定款の現行優先株式に関する規定を削除する定款変更を行った上で、当該定款変更案が承認され定款変更の効力が生じることを条件に、本件A種優先株式発行のために本件A種優先株式に関する定款規定を新設する定款変更を行う必要があることによるものであります。

< 後略 >

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

組込情報である第58期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について当該有価証券報告書の提出日（平成21年6月26日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成22年5月24日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に追加がございました。追加となった箇所は____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項及び以下に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年5月24日）現在において判断するものです。

< 中略 >

（7）当社株式に係る議決権の希薄化に関わるリスク

当社は、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、Mingxinを割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。上記第三者割当増資によりMingxinに割り当てる株式数は1,666,700株であることから、Mingxinの議決権数は16,667個となり、当社の総議決権数309,353個（直前の基準日である平成22年3月31日現在）に対する希薄化率は5.39%と、その程度は限定的ではありますが、当社株式に係る議決権の希薄化を生ずることとなります。

しかしながら、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあり、早期に財務体質の改善を図る必要があることから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

なお、当社は、事業再生ADR手続の中で、債務超過解消を実現する水準の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の金融支援を取引金融機関に対してお願いし、財務上の大きな課題である過大な有利子負債の削減及び自己資本の増強を実現してまいります。上記金融支援の中で、取引金融機関に対する優先株式の発行を、現時点では想定しており、本第三者割当増資に加え、当該優先株式に普通株式を対価とする取得請求権が付され、将来においてこれが行使された場合には、既存株主様が保有する普通株式について希薄化が生じることとなります。

< 中略 >

（9）継続企業の前提に関する重要な疑義について

当社グループは、平成19年4月から平成22年3月までの中期経営計画に基づき、IT及びデジタル家電、自動車電装品及び関連機器、産業機器及びクリーンエネルギーの3市場で、成長性の高いアプリケーションに経営資源を集中し企業価値の向上に努めてまいりました。しかしながら、戦略的投資の回収とグローバル化に対応した事業の再構築が進まず、これに世界同時不況による売上の大幅な減少が重なり、3期連続で多額の当期純損失を計上することとなりました。加えて、たな卸資産評価損16億55百万円（個別14億76百万円）及び特別損失53億80百万円（個別53億39百万円）を当連結会計年度（当事業年度）に計上したことから、当連結会計年度末（当事業年度末）の純資産は47億40百万円（個別45億37百万円）の債務超過となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、このような状況を打開し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を図るべく、事業再生ADR手続を利用することとしました。

当社は、事業再生ADR手続の取り扱い団体である、法務省より認証を及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会（以下「JATP」といいます。）に対して、平成22年4月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い同日受理され、同日付でJATPとの連名で全取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。

また、平成22年5月10日開催の「第1回債権者会議」において、全取引金融機関に事業再生計画案の概要の説明を行い、借入金元本返済の一時停止の同意(追認)についてご承認を頂いております。

さらに、当社は、事業の継続に欠くことのできない資金に充てるために調達を行う25億円の借入に関し、当該借入れにかかる債務については優先弁済権を付与することについて全取引金融機関よりご承認を得ております。

これまでどおり事業活動を行いながら、過剰な有利子負債につき当事者間の話し合いをベースとして迅速に解決する事業再生ADR手続の利点を活用し、公正中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提として、借入金に関わる全取引金融機関と弁済スケジュールの変更等を含めた事業再生計画案の協議を行ってまいります。同計画案については、平成22年5月25日開催予定の第2回債権者会議において、全取引金融機関様との間で協議を行い、平成22年6月22日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の合意による成立を目指して参ります。

2 最近の業績の概要

<後略>

(訂正後)

1 事業等のリスクについて

組込情報である第58期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について当該有価証券報告書の提出日(平成21年6月26日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成22年6月11日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に追加がございました。追加となった箇所は___ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項及び以下に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成22年6月11日)現在において判断するものです。

<中略>

(7) 当社株式に係る議決権の希薄化に関わるリスク

当社は、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、Mingxinを割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。上記第三者割当増資によりMingxinに割り当てる株式数は1,666,700株であることから、Mingxinの議決権数は16,667個となり、当社の総議決権数309,353個(直前の基準日である平成22年3月31日現在)に対する希薄化率は5.39%と、その程度は限定的ではありますが、当社株式に係る議決権の希薄化を生ずることとなります。

しかしながら、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあり、早期に財務体質の改善を図る必要があることから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

なお、当社は、事業再生ADR手続の中で、債務超過解消を実現する水準の債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)等の金融支援を取引金融機関に対してお願いし、財務上の大きな課題である過大な有利子負債の削減及び自己資本の増強を実現していきます。上記金融支援の中で、当社は、平成22年6月10日開催の当社取締役会において、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の手法により、取引金融機関に対するA種優先株式の発行を行うことについて決議いたしました。なお、かかるA種優先株式の発行については、平成22年6月22日開催予定の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関が合意し、事業再生ADR手続が成立すること、並びに同月30日開催予定の当社定時株主総会において、A種優先株式の発行に関する議案の承認及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案の承認が得られることが条件とされております。本第三者割当増資に加え、当該A種優先株式に普通株式を対価とする取得請求権が付される予定であることから、将来においてこれが行使された場合には、既存株主様が保有する普通株式について希薄化が生じることとなります。

< 中略 >

(9) 継続企業の前提に関する重要な疑義について

当社グループは、平成19年4月から平成22年3月までの中期経営計画に基づき、IT及びデジタル家電、自動車電装品及び関連機器、産業機器及びクリーンエネルギーの3市場で、成長性の高いアプリケーションに経営資源を集中し企業価値の向上に努めてまいりました。しかしながら、戦略的投資の回収とグローバル化に対応した事業の再構築が進まず、これに世界同時不況による売上の大幅な減少が重なり、3期連続で多額の当期純損失を計上することとなりました。加えて、たな卸資産評価損16億55百万円（個別14億76百万円）及び特別損失53億80百万円（個別53億39百万円）を当連結会計年度（当事業年度）に計上したことから、当連結会計年度末（当事業年度末）の純資産は47億40百万円（個別45億37百万円）の債務超過となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、このような状況を打開し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を図るべく、事業再生ADR手続を利用することとしました。

当社は、事業再生ADR手続の取り扱い団体である、法務省より認証を及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会（以下「JATP」といいます。）に対して、平成22年4月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い同日受理され、同日付でJATPとの連名で全取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。

また、平成22年5月10日開催の「第1回債権者会議」において、全取引金融機関に事業再生計画案の概要の説明を行い、借入金元本返済の一時停止の同意（追認）についてご承認を頂いております。

さらに、当社は、事業の継続に欠くことのできない資金に充てるために調達を行う25億円の借入に関し、当該借入れにかかる債務については優先弁済権を付与することについて全取引金融機関よりご承認を得ております。

これまでどおり事業活動を行いながら、過剰な有利子負債につき当事者間の話し合いをベースとして迅速に解決する事業再生ADR手続の利点を活用し、公正中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提として、借入金に関わる全取引金融機関と弁済スケジュールの変更等を含めた事業再生計画案の協議を行ってまいります。同計画案については、平成22年5月25日に開催された第2回債権者会議において説明を行い、同年6月2日の第2回債権者会議の続行期日において、全取引金融機関様との間で協議を行いましたが、平成22年6月22日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の合意による成立を目指して参ります。

2 臨時報告書の提出について

第四部「組込情報」の第58期有価証券報告書の提出日（平成21年6月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月11日）までの間に提出した臨時報告書の内容は以下のとおりであります。

平成22年6月11日提出の臨時報告書

当社は、平成22年6月10日開催の取締役会において、第三者割当によるA種優先株式の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき提出いたしました。報告内容は以下のとおりです。

1．株式の種類及び銘柄

日本インター株式会社A種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）

A種優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2．発行数

10,219,622株

3．発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格

1株当たり500円

(2) 資本組入額

1株当たり250円

4．発行価額の総額及び資本組入額の総額

(1) 発行価額の総額

5,109,811,000円

(2) 資本組入額の総額

2,554,905,500円

(注) 1. 割当予定先である株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、発行価額の総額

(5,109,811,000円)に相当する金銭以外の財産を現物出資の方法により給付いたします。

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本の額であり、増加する資本準備金の額は2,554,905,500円であります。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

イ 株式会社横浜銀行

種類 平成12年7月10日付当座貸越契約書に基づく金銭貸付債権
平成20年9月24日付コミットメントライン契約書に基づく金銭貸付債権
平成21年9月28日付当座貸越契約書に基づく金銭貸付債権価額（残高） 金1,000,000,000円
(このうち金460,574,000円相当分を現物出資)
金2,100,000,000円（全額につき現物出資）
金2,000,000,000円（全額につき現物出資）返済期日 平成22年4月30日
平成22年4月30日
平成22年4月30日利率 3.050%
1.963%
3.050%

目的 金銭貸付債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）

契約の概要 株式会社横浜銀行との間で、借入総額10億円、最終返済期日平成22年4月30日、利率3.050%として平成12年7月10日付で当座貸越契約書を締結しています。当社が借入を申請した場合、別段の事情がない限り、総額10億円を上限として随時資金を利用することができる内容となっております。

貸付人としての株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社東京三菱UFJ銀行、並びにアレンジャー兼エージェントとしての株式会社横浜銀行との間で、借入総額35億円（株式会社横浜銀行分は21億円）、最終返済期日平成22年4月30日、利率1.963%として平成20年9月24日付でコミットメントライン契約書を締結しています。当社が借入を申請した場合、別段の事情がない限り、総額35億円（株式会社横浜銀行分は21億円）を上限として随時資金を利用することができる内容となっております。

株式会社横浜銀行との間で、借入総額20億円、最終返済期日平成22年4月30日、利率3.050%として平成21年9月28日付で当座貸越契約書を締結しています。当社が借入を申請した場合、別段の事情がない限り、総額20億円を上限として随時資金を利用することができる内容となっております。

ロ 株式会社三井住友銀行

株式会社三井住友銀行が現物出資の対象とする金銭貸付債権の額は258,620,500円ですが、同銀行が当社に対して有する金銭貸付債権のうち、いずれを現物出資の対象とするかについては未確定です。

ハ 株式会社三菱東京UFJ銀行

種類 平成18年9月27日付金銭消費貸借契約証書に基づく金銭貸付債権
平成19年9月27日付金銭消費貸借契約証書に基づく金銭貸付債権価額（残高） 金500,000,000円
(このうち金40,616,500円相当分を現物出資)
金250,000,000円（全額につき現物出資）返済期日 平成23年9月27日
平成24年9月27日利率 2.480%
2.090%

目的 金銭貸付債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）

契約の概要 株式会社三菱東京UFJ銀行との間で、借入金額5億円、最終返済期日平成23年9月27日、利率2.480%として平成18年9月27日付で金銭消費貸借契約証書を締結し、同契約証書に基づき金5億円を借り入れております。
株式会社三菱東京UFJ銀行との間で、借入金額5億円、最終返済期日平成24年9月27日、利率2.090%として平成19年9月27日付で金銭消費貸借契約証書を締結し、同契約証書に基づき金5億円を借り入れ、約定に従い、そのうち2億5千万円を弁済しております。

5. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、A種優先株式について、2010年6月末日を含む事業年度から2014年3月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2014年4月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に優先して、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、500円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

記

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.00%

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「A種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当年率決定基準日に日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

6. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、普通株主および普通登録株式質権者に対する残余財産の分配に優先して、A種優先株式1株につき、500円を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

7. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2014年4月1日以降2037年3月31日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づくA種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による転換請求にかかるA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求にかかるA種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：(I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該転換請求日に転換請求をしたA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、2014年4月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(その承継人を含み、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場)をいう、以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)又は150円のいずれか高い金額とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)及び150円は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、A種転換請求期間中、毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)における時価(以下に定義される、以下「修正基準日価額」という。)に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、但し、2015年4月1日以降、修正後取得価額が当初取得価額の、100%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、当初取得価額の80%に相当する額又は150円のいずれか高い額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く、また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本(4)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本(4)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- 行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、
- 前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、
- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

9. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2019年7月1日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「A種償還請求期間」という。)、法令上可能な範囲で、かつ、下記(1)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」といい、償還請求が効力が生じた日を「償還請求日」という。)することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「任意償還価額」という。)の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における下記(1)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 任意償還価額の上限金額

A種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)からA種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定されたA種優先配当金の総額

(b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)からA種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定されたA種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株式1株につき、500円とする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額をA種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、当該平均値が150円を下回る場合には、平均値は150円とする。なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。かかる期間中に第12項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第12項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

11. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、2014年3月末日以前においてはA種優先株式1株につき550円、2014年4月1日以降においてはA種優先株式1株につき500円とする。

12. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

13. その他

A種優先株式について譲渡制限は定めない。

14. 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社横浜銀行に9,121,148株、株式会社三井住友銀行に517,241株、株式会社三菱東京UFJ銀行に581,233株を割り当てる（以下、株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行、及び、株式会社三菱東京UFJ銀行をあわせて「割当予定先」という。）

15. 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項なし。

16. 募集又は売出しを行う地域に準ずる事項

日本国内

17. 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(1) 手取金の額

A種優先株式の発行は、割当予定先の当社に対する貸付債権の一部の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものであるため、当社が取得する手取金はなく、A種優先株式の払込金額の総額である5,109,811,000円の当社の有利子負債が減少します。

(2) 手取金の用途

上記(1)記載のとおり、当社が取得する手取金はありません。

(3) 手取金の支出予定時期

上記(1)記載のとおり、当社が取得する手取金はありません。

18. 新規発行年月日（給付期日）

平成22年7月15日

19. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

20. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されます。A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

A種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得請求が行使されたA種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の基準額で除して算出されます（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てます。）。また、基準額は、下記のとおり、2015年4月1日以降、毎年1回の頻度で修正されます。

当初基準額は、2014年4月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額又は150円のいずれか高い金額であります。

2015年4月1日から2037年3月31日までの期間の毎年4月1日において、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正されます。

上記の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の80%に相当する額又は150円のいずれか高い額を下限とする。

A種優先株主による取得請求がなされた日において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による取得請求にかかるA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、取得請求の効力が生じるものとし、取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の取得請求にかかるA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：(I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および(ii)当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B: (I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II)(i)当該前月末日における発行済普通株式(自己株式を除きます。)の数および(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が取得請求日に取得請求をしたA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額を取得請求日における取得価額(修正・調整されます。)で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。)をいいます。

A種優先株式には、当社が、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてA種優先株式を取得することができる取得条項が付されています。

なお、A種優先株式の取得請求の期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、かかるA種優先株式の数に500円を乗じて得られる額をA種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとします。

上記乃至の詳細は、前記5、8、9、10、11の内容をご参照ください。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、平成22年4月26日に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」という。)の正式申請を行い、その後、事業再生ADR手続を成立させるため、事業再生ADR手続の中で事業再生計画案(以下、「本事業再生計画案」といいます。)を策定してきたが、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、主要取引金融機関に対して債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)の方法により株式発行を行うことが不可欠であると判断し、有利子負債の額が大きい割当予定先に対して第三者割当の方法によりA種優先株式を発行することとした。

本第三者割当は、事業再生ADR手続の本事業再生計画案実施の一環として行われるものである。

また、A種優先株式が普通株式に転換された場合には、株式の希薄化が生じることになるが、当社の事業再生に向けた強固な収益体質の確立及び抜本的な財務体質を改善により、債務超過を速やかに解消することが株主にとっても重要であり、A種優先株式の発行は必須であると判断した。

（資金調達の検討の経緯）

A種優先株式の発行は、割当予定先の当社に対する貸付債権の一部の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）により有利子負債を減少し、当社の今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目的とするものです。かかる当社の財務状況等を鑑み、主要取引金融機関である割当予定先との協議・交渉により、A種優先株式の条件を決定したものであります。上記のとおり、A種優先株式発行の目的は、債務の株式化による有利子負債の減少であり、資金調達を目的とするものではないため、他の方法による資金調達についての検討は行っておりません。

（現在及び将来における発行済株式総数の増加が提出会社の株主に及ぼす影響）

下記22.(4)に記載のとおり、A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、将来かかる取得請求権が行使された場合には、当社普通株式につき希釈化が生じることとなります。詳細につきましては、下記22.(4)をご参照ください。

（他の資金調達方法との比較）

上記のとおり、A種優先株式の発行は、資金調達を目的とするものではないため、他の資金調達方法との比較はできませんが、A種優先株式の発行により、当社の有利子負債が減少し、当社の事業再生に向けた強固な収益体質の確立及び抜本的な財務体質の改善が図られ、その結果、当社の企業価値が向上し、既存の株主の皆様
の利益に適うものと考えております。他方、上記のとおり、A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されておりますため、将来かかる取得請求権が行使された場合には、既存の株主の皆様が保有する当社普通株式につき希釈化が生じることとなります。

(3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての割当予定先と当社との間の取決めの内容

該当事項なし。

(4) 当社の株券の売買に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容

該当事項なし。

(5) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取り決めの内容

該当事項なし。

(6) その他投資者の保護を図るため必要な事項単元株式数

A種優先株式の単元株式数は、100株です。

議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しています。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式ですが、A種優先株主は、株主総会において議決権を有しません。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものです。

その他の条件

A種優先株式の発行は、事業再生ADR手続における平成22年6月22日開催予定の第3回債権者会議において当社が策定する事業再生計画案が全取引金融機関等の同意により成立すること、平成22年6月30日に予定されている当社定時株主総会の特別決議により承認されること、及び、同定時株主総会においてA種優先株式の発行に必要な定款変更案が承認されることを条件としています。

21. 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし。

22. 第三者割当の場合の特記事項(1) 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要	名称	株式会社 横浜銀行	
	本店の所在地	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	
	代表者の氏名	頭取 小川 是	
	事業の内容	銀行業	
	資本金	215,628百万円	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 (第148期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	平成21年6月24日
b 提出者と割当予定先との間の関係	資本関係	当社が保有している割当予定先の株式数	普通株式 717,884株(平成22年3月31日現在)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 1,486,000株
	取引関係	預金・借入金等	
	人的関係	当社取締役役に割当予定先出身者が1名 当社社員に割当予定先出身者が1名 出向受入として割当予定先出身者が2名	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

a 割当予定先 の概要	名称	株式会社三井住友銀行	
	本店の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	
	代表者の氏名	頭取 奥 正之	
	事業の内容	銀行業	
	資本金	1,262,959百万円	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 (第6期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	平成21年6月29日
半期報告書 (第6中間 自平成19年4月1日 至平成20年9月30日)		平成20年11月28日	
半期報告書 (第7中間 自平成20年4月1日 至平成21年9月30日)		平成21年11月27日	
b 提出者と割 当予定先との 間の関係	資本関係	当社が保有している割当予定先の株式数	当社が保有している株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式数 3,827株(平成22年3月31日現在)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 291,035株
	取引関係	預金・借入金等	
	人的関係	当社社員に割当予定先出身者が1名	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

株式会社三菱東京UFJ銀行

(平成22年3月31日現在)

a 割当予定先 の概要	名称	株式会社三菱東京UFJ銀行	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	
	代表者の氏名	頭取 永易 克典	
	事業の内容	銀行業	
	資本金	1,196,295百万円	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 (第5期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	平成21年6月29日
半期報告書 (第4中間 自平成19年4月1日 至平成20年9月30日)		平成20年12月1日	
半期報告書 (第5中間 自平成20年4月1日 至平成21年9月30日)		平成21年11月30日	
b 提出者と割 当予定先との 間の関係	資本関係	当社が保有している割当予定先の株式数	当社が保有している株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式数 92,000株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 292,188 株
	取引関係	預金・借入金等	
	人的関係	当社社員に割当予定先出身者が1名	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

本第三者割当は、事業再生ADR手続において承認された本事業再生計画案実施の一環として、割当予定先による当社支援として行われます。A種優先株式の出資の目的とする財産の内容は、割当予定先が当社に対して有する貸付債権の一部であり、これにより当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善が可能となります。かかる理由により、当社は割当予定先に対してA種優先株式を割り当てるものであります。

d 割当てようとするA種株式の数イ 株式会社横浜銀行

9,121,148株

ロ 株式会社三井住友銀行

517,241株

ハ 株式会社三菱東京UFJ銀行

581,233株

e 株券等の保有方針

割当予定先との間において、A種優先株式の継続保有に関する取決めはありませんが、当社のメインバンクである株式会社横浜銀行に対しては中長期の保有を要請しております。当社は、割当予定先からA種優先株式をその発行期日から2年以内に譲渡する場合、その内容を当社に報告する旨、及び当社が当該報告内容を東京証券取引所へ報告し、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

f 払込みに要する資金等の状況イ 株式会社横浜銀行

本第三者割当は、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用するものであり、金銭以外の財産の現物出資による給付の申込方法によるため、現物出資の目的となる貸付債権を給付期日付で充当する旨を記載した株式申込証を当社に提出されることを確認しています。

ロ 株式会社三井住友銀行

本第三者割当は、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用するものであり、金銭以外の財産の現物出資による給付の申込方法によるため、現物出資の目的となる貸付債権を給付期日付で充当する旨を記載した株式申込証を当社に提出されることを確認しています。

ハ 株式会社三菱東京UFJ銀行

本第三者割当は、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法を採用するものであり、金銭以外の財産の現物出資による給付の申込方法によるため、現物出資の目的となる貸付債権を給付期日付で充当する旨を記載した株式申込証を当社に提出されることを確認しています。

g 割当予定先の実態イ 株式会社横浜銀行

株式会社横浜銀行は、東京証券取引所に上場している国内金融機関であり、特定団体等との関係を有していないことをヒアリング等により確認しています。

ロ 株式会社三井住友銀行

株式会社三井住友銀行は、その親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループが東京証券取引所に上場している国内金融機関であり、特定団体等との関係を有していないことをヒアリング等により確認しています。

ハ 株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行は、その親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが東京証券取引所に上場している国内金融機関であり、特定団体等との関係を有していないことをヒアリング等により確認しています。

(2) 株券等の譲渡制限

株券等の譲渡制限はありません。

(3) 発行条件に関する事項a 発行価格の算定根拠

本第三者割当は、本事業再生計画案実施の一環として、当社の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質を改善するという本事業再生計画案の目的、当社の置かれた事業環境および財務状況ならびにA種優先株式の商品性等を総合的に考慮した上で、本第三者割当による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の対象である割当予定先が当社に対して有する複数の貸付債権の一部（合計5,109,811,000円）と同一の金額を払込金額としています。

b 有利発行の理由等

A種優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であるため、会社法上、払込金額が株式を引き受ける者に特に有利な金額であるとされる可能性が存すること、また本第三者割当は希薄化率が25%以上となる可能性があることから、A種優先株式の発行は、当社定時株主総会において承認が得られることを条件としています。

(4) 大規模な第三者割当に関する事項

A種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されています。現時点において取得請求権における当初交付価額を算定する基準日が到来していないことから、A種優先株式の当初交付価額をA種優先株式の発行決議日の前営業日（平成22年6月9日）における終値（155円）にて、下限交付価額（当初交付価額の80%に相当する額又は150円のいずれか高い方）を計算すると、下限交付価額は150円となります。下限交付価額を150円と仮定とした場合には、平成22年6月9日現在の当社普通株式の発行済株式総数31,577,550株（平成22年5月24日にお知らせした第三者割当増資による新株式発行を除きます。）及び総議決権数309,353個に対する潜在株式数34,065,406株及び潜在議決権数340,654個の比率は、それぞれ107.88%、110.12%（小数点以下第3位を四捨五入）となります。今後の株価の動向如何によらず、下限交付価額は150円と決定しているため、最大の希薄化率は以下のとおり計算されます。

	平成22年6月9日現在
総議決権数	309,353個
最大潜在議決権数	340,654個
希薄化率	110.12%

- (注) 1 最大潜在議決権数は、全ての取得請求権が下限交付価額150円で行使された場合において交付されるべき普通株式に係る議決権の数をいいます。但し、交付価額の調整による影響は考慮していません。
- 2 希薄化率は、（最大潜在議決権数÷現在における総議決権数）×100%（小数点以下第3位を四捨五入）により算出しています。

(5) 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社京三製作所	神奈川県横浜市鶴見区平安町 2-29-1	6,320	20.43%	6,320	9.48%
インターナショナル・レク ティファイアー・コーポ レーション 常任代理人 大 和証券キャピタル・マー ケッツ株式会社	233 Kansas Street, EL Segundo California 90245 U.S.A (東京都千代田区丸ノ 内1-9-1)	2,850	9.21%	2,850	4.27%
株式会社横浜銀行常任代理 人 資産管理サービス信託銀 行	神奈川県横浜市西区みなとみ らい3-1-1 (東京都中央 区晴海1-8-12晴海アイラ ンド トリトンスクエア オ フィスタワーZ棟)	1,486	4.80%	31,890	47.83%
Ningbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.	168 Canghai Road, Ningbo Hi-Tech Park, Ningbo 315040, PRC	-	-	1,667	2.50%
日本インター協力会社持株 会	神奈川県秦野市曽屋1204	925	2.99%	925	1.39%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6 -6 日本生命証券管理部内	783	2.53%	783	1.17%
伯東株式会社	東京都新宿区新宿1-1-13	500	1.62%	500	0.75%
新電元工業株式会社	東京都千代田区大手町2-2 -1	468	1.51%	468	0.70%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1 -2-10	427	1.38%	427	0.64%
株式会社ミツバ	群馬県桐生市広沢町1-2681	300	0.97%	300	0.45%
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号	292	0.94%	2,230	3.34%
株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目 1番2号	291	0.94%	2,015	3.02%

注) 1 所有株式数及び総議決権に対する所有議決権の割合については、平成22年6月9日現在の数字を記載しています。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しています。

3 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権に対する所有議決権の割合の算出に当たっては、平成22年5月24日付「有価証券届出書」に記載している、平成22年7月15日に発行予定のNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.に対する第三者割当増資（割当株式数（1,666,700株）、割当議決権数（16,667個））を含みます。

4 今回の割当予定先及び上記Ningbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.以外の株主（新株式発行前からの株主）の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものです。

5 割当先である株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権に対する所有議決権の割合の算出に当たっては、A種優先株式の下限交付価額を150円と仮定して、当該下限交付価額により全てのA種優先株式の取得請求権が行使された場合において割り当てられる以下の株式数及び議決権数を基準として算出しています。

株式会社横浜銀行： 割当株式数（30,403,826株）及び割当議決権数（304,038個）

株式会社三井住友銀行： 割当株式数（1,724,136株）及び割当議決権数（17,241個）

株式会社三菱東京UFJ銀行： 割当株式数（1,937,443株）及び割当議決権数（19,374個）

なお、株式会社横浜銀行が本第三者割当以前より保有する1,486千株は当社普通株式であり、常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社（東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクエアZ棟）の信託口座において管理されています。

(6) 大規模な第三者割当の必要性

a 大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、主要取引金融機関に対して債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の方法により株式発行を行うことが不可欠であると判断し、有利子負債の額が大きい株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行、及び株式会社三菱東京UFJ銀行に対して第三者割当の方法によりA種優先株式を発行することにいたしました。本第三者割当は、事業再生ADR手続の本事業再生計画案実施の一環として行われるものであります。

割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権を行使し、その結果、A種株式が普通株式に転換された場合には、株式の希薄化が生じることになるものの、当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、当社取締役会としては、本第三者割当は、本事業再生計画実施の一環として、当社の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質を改善するために必須であると判断しております。

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

A種優先株式の第三者割当の実施により上記(4)大規模な第三者割当に関する事項記載の通り、25%以上の株式の希薄化を生じさせる可能性があることから、本第三者割当については、当社取締役会の判断の妥当性を担保するための措置として、平成22年6月30日開催予定の定時株主総会においてA種株式の発行についての承認が得られること等を条件としております。

(7) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし。

(8) その他参考になる事項

該当事項なし。

23. 提出日現在の当社の発行済株式数及び資本金の額

発行済株式総数 普通株式 31,577,550株

資本金の額 4,041百万円

(注) 平成22年5月24日付「有価証券届出書」で公表したNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.への第三者割当増資を含みません。

以上

3 最近の業績の概要

< 後略 >

以上